
ロシアのウクライナ侵略と 国際社会の対応

松井芳郎

名古屋大学名誉教授

はじめに

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の当初、筆者はそれが国連憲章と国際法にあからさまに違反する暴挙であることはあまりに明らかなので、わざわざ国際法の専門家が出しゃばって喋々するまでもないと考えていた。ところが最近になって目立つようになった他の分野の専門家やジャーナリストによるこの事件に関する論評には、国際法に関して明らかに誤った記述や調査不足に起因すると思われる不正確な論述が散見される。しかし、この事件について国際法的に正しい認識を持つことは、その解決の見通しを探るためにも不可欠なことだと思われる。そこで本稿では、ロシアによるウクライナ侵略の国際法上の違法性について略述したうえで、国際社会がこれにどのように対応してきたのかを検討したい¹。

1. ロシアのウクライナ侵略の違法性

(1) 国際法の役割

ロシアによるウクライナ侵略は国際法の原則と規則に幾重にも違反する

1 本稿ではスペースの関係で、注記は直接引用の場合など最小限としたこととお断りしておきたい。国連などの国際機関の文書・資料については当該機関のウェブサイトに登載のものによる。なお、本稿は2022年9月半ばまでの事態を踏まえて執筆したものである。

が、これらの点が明らかになったとしても、国際法が直ちにロシアの侵略を押し戻すことができるわけではない。「国際法無力」論がささやかれるのは、理由がないわけではない。それでは、本件において国際法はどのような役割を果たすのだろうか？一言でいえば、それは人々が事件を判断するための客観的な基準を与えることである。国際法は、個々の規則の成否や内容について解釈の対立はあるとしても、それ自体としては諸国・諸人民が共通して認める客観的な基準である。したがって、この侵攻が国際法に違反するという判断は、これに基づいて人びとが連帯して国際世論を形成するための手掛かりとなる。そして国際世論は、力を背景としない国際法を実施するために決定的な役割を果たすのである。

こうして以下では、現代国際法の確立した原則と規則に照らしてロシアの行動を批判的に検討するが、このような立論に対しては、それは欧州中心主義に帰結するのではないかと批判され、あるいはNATOにだって問題があるじゃないかという「どっちもどっち」論が主張されるという²。確かにこうした批判には聞くべき点があるが、しかし本稿では、以下の理由によって現代国際法の確立した原則に沿って議論を進めることとした。

伝統的国际法はおもに19世紀の西欧国際社会に胚胎するものであり、したがってそこに欧州中心主義を嗅ぎ出すことは容易である。しかし他方では、このような国際法の下で支配と抑圧に苦しんできた一般市民による平和運動、労働運動、社会主義運動などが、国際法の在り方への批判を繰り広げてきたことも否定できない。そして第1次世界大戦を契機に始まる国際社会の構造変化の結果、国際社会は欧米先進資本主義諸国からなる単一構成から、社会経済体制や文化的伝統、経済発展段階などを異にする多様な諸国からなる複合構成へと変化した。これに伴って、伝統的国际法はより普遍的な現代国際法へと変化しつつある。現代国際法でも欧州中心主義が完全に払拭されたわけではないが、本稿でおもに依拠する武力行使禁止原則、人民の自決権、国際人道法の諸原則などは現代国際法の進歩的かつ普遍的な性格を典型的に体現するものであり、これらの適用について論

2 See, Patryk I. Labuda, "On Eastern Europe, 'Whataboutism' and 'West(s)plaining': Some Thoughts on International Lawyers' Responses to Ukraine" *EJIL: Talk!*, April 12, 2022.

じることは欧州中心主義とはいえないと考える。

(2) 2014年のクリミア併合

ロシアによるクリミア併合の位置づけ 筆者はこれまで、ロシアのウクライナ侵略を論じるに当たって2014年のクリミア併合には触れなかったが、こうした議論は不十分だった。実際、2014年のクリミア併合と2022年のウクライナ本土への武力侵攻とは、ロシアの政策目標において一連のものであり、ウクライナにとってはその領土保全への武力による侵害という本質において共通する。ところが西側諸国の間では、クリミアとウクライナは違うという議論が散見される。フランスの国際法学者アラン・ペレは2022年のロシアの侵攻を受けて、それまで引き受けていたICJの事件におけるロシアの弁護人を辞任したが、その際にクリミアの住民の大多数はロシアとの再統合を支持しておりクリミアの「回復」は流血なしに実現したのに対して、「ウクライナはクリミアではなく」キーウの体制変更やウクライナの領土分断のために戦争を用いることは正当化されない、と述べた³。これに対してウクライナ側は、ロシアのウクライナ侵略は2014年に始まり2022年により顕著になったのであって、憲章第2条4の違反とロシア・ウクライナ間の武力紛争が始まったのは2014年であり、ロシアの侵略の包括的な法的検討は2014年まで遡らなければならない、という⁴。

クリミア併合の法律論 ウクライナでは2014年に民衆のデモなどによって親ロシアの政権が崩壊して西欧指向の新政権が誕生するという「マイダン革命」が起こったが、ロシアはこれをネオナチによるクーデターだと非難し、ロシア・ウクライナ関係が悪化する。クリミアとセヴァストポリ市では親ロシア勢力がロシア軍の支持のもとに行政機関などを支配し、議会の決定によりロシアへの併合の可否を問う住民投票が実施された。ロシアのプーチン大統領は、この住民投票の結果を受けてクリミア等のロシ

3 Alain Pellet, "Open Letter to my Russian Friends : Ukraine is Not Crimea", *EJIL: Talk!* March 3, 2022.

4 Kateryna Busol, "If Ukraine's Fate Is not a Menu à La Carte, then Ukrainian Voices Must Be Heard", *EJIL: Talk!* June 20, 2022.

ア編入を議会に提案する。

プーチンはこの住民投票は、「民主的手続と国際規範に完全に合致して」行われたと述べた⁵が、このプーチン演説などからすれば、2014年のクリミア併合に関するロシアの立場は以下のように要約できよう。すなわち、クリミアは歴史的にロシアの不可分の一部だったが、今回の併合はクリミアの住民の自決権行使の結果であって、ロシア軍がそこにいるのはクリミア住民の援助要請によるものか既存の国際合意に従ったもので、併合は武力衝突なく行われたものだから、これをロシアによる干渉ないしは侵略と呼ぶことはできない、と。

こうしたロシアの立場は、国際法上はどのように評価されるのだろうか。自決権についていえば、その主体である「人民」とは国際法上、人種、宗教、言語等の実質的な結びつきを有する住民集団ではなく、外国の支配と抑圧の対象である一定の地域の住民全体を意味するものであり、クリミアのロシア系住民はこうした意味での「人民」ではないから、分離独立の権利としての自決権を有さない。そこでプーチンは独立国の国内の少数者に独立を認めた先例としてコソボの独立を挙げ、ICJの勧告的意見を引用した。しかしこのICJ意見は、コソボのアルバニア系住民の一方的独立宣言を「権利」として認めたわけではない⁶から、プーチンはこのICJ意見を歪曲したといわねばならない。またロシアはクリミアの処理には根深い不満を持っていたが、他方では、1993年の独立国家共同体（CIS）憲章や1997年のロシア・ウクライナ友好条約などによって、現存の領土状況を尊重することを約束してきたことも疑えない。クリミアにおけるロシア軍の存在については、ロシアの黒海艦隊はウクライナとの合意によってセヴァストポリ軍港の継続使用を認められていたが、クリミアにおけるロシア軍の存在自体が合法的だったとしても、1974年の総会決議「侵略の定義」がいうように、この軍隊を駐留目的以外のため—たとえば受入国の

5 Address by President of the Russian Federation, March 18, 2014. プーチンの発言は、クレムリンのウェブサイトに掲載された英文のものによった。以下でも同様。

6 ICJ, *Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo*, Advisory Opinion of 22 July 2010, *I.C.J. Reports 2010*, p.438, paras.82-83.

内政に干渉するため一に用いることは「侵略行為」に該当する（第3条(e)）。

こうした状況の下で国連総会は2014年、決議68/262「ウクライナの領土保全」を採択した。同決議は、国際的に認められた国境内におけるウクライナの主権、政治的独立、統一および領土保全へのコミットメントを確認して、クリミアとセヴァストポリの住民投票は効力を持たず両者の地位の変更の根拠とならないことを強調し、すべての国と国際機構等にこのような変更を承認しないように呼び掛けた。

(3) 2022年の武力侵攻：武力行使の違法性

ロシアがいう「特別軍事作戦」の法的根拠 プーチン大統領の侵攻直後の2月24日の演説や国連機関におけるロシア代表の発言からすれば、ロシアはその「特別軍事作戦」の法的根拠を以下の点に求めているように見える。その第1は自衛権の行使でプーチンの演説も憲章第51条に言及した。そしてロシアによる自衛権行使の主張には、二つの側面がある。一つ目はロシアが先に承認したウクライナ東部におけるロシア系の「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」からの要請に基づく集団的自衛権の行使であり、二つ目はロシア自身の個別的自衛権の行使である。後者についてプーチンは、ウクライナは核兵器の取得を追求しNATOへの加盟を求め、またロシアに対して領土請求を行っているという。とりわけウクライナのNATO加盟阻止はロシアの中心的な目的であり、それは「越えてはならない一線」だが「彼らはそれを越えた」とプーチンはいう。

この作戦の第2の法的根拠はジェノサイドの防止であって、この点についてプーチンは、「この作戦の目的は、8年間にわたってキーウの政権から受けてきた屈辱とジェノサイドから、[東部「諸国」の]人民を保護すること」だという。しかし、ジェノサイドの具体的な状況の説明はない⁷。つまりこの「目的」は国際社会に向けたものというよりも、侵攻に対する国民の支持を調達することを意図したものだと思われる。在外の同胞を抑圧から保護するというのは、国民の支持を最も受けやすい対外的武力行使の理由だからである。

さらにプーチンは、「この目的のために、われわれはウクライナの非軍

事化と非ナチ化を追求するであろう」という。つまり、ウクライナの体制変更も意図されているのである。長期的な目的としては、ウクライナのロシアへの再統合も意図されているのかもしれない。プーチンは侵攻前の2022年2月21日の演説で、「ウクライナは単なる隣国ではない。それはわれわれの歴史、文化および精神世界の不可分の一部である」と述べた。他方で彼は、ウクライナ住民の「自由な選択を行う権利」を認める。すなわちプーチンは前述のクリミアの事例のように、侵攻によって設立した傀儡政権の「自由な選択」に基づいてウクライナを併合するというシナリオを、思い描いているように思われる。

こうした法的根拠の妥当性 ロシアの「特別軍事作戦」は何よりも、憲章第2条4に具現された武力行使禁止原則に違反する。総会決議「侵略の定義」は、「一国の軍隊による他国の領域に対する侵入もしくは攻撃、一時的なものであってもこのような侵入もしくは攻撃の結果としての軍事占領、または武力の行使による他国の領域の全部もしくは一部の併合」は侵略行為であって、「政治的、経済的、軍事的またはその他のいかなる性質の事由も侵略を正当化するものではない」と規定する（第3条(a)；第5条）が、これから見てもロシアの行為は教科書的な侵略行為に他ならない。ロシアが繰り返してきた核使用の威嚇も、憲章第2条4の違反となる。プーチンは部分的動員を発令した2022年9月21日の演説で、「わが国の領土保全が脅かされた場合にはロシアとその人民を守るために、われわれが利用可能なすべての兵器体系を用いるだろうことは確かである。これはこげおどしではない」と宣言した。これは、ウクライナを支援する国に対する「武力による威嚇」に他ならない。2017年に総会が採択した核兵器禁止条約は、核兵器を使用するとの威嚇を行うことを明文で禁止する（第1条1(d)）。

ロシアの行動は、多くの点で不干渉原則にも違反する。ウクライナの

7 ICJは後述の事件における仮措置の命令の中で、ウクライナでジェノサイドが行われたというロシアの主張を根拠づける証拠を、裁判所は手にしていない、と述べた：ICJ, *Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation) Request for the Indication of Provisional Measures*, Order of 16 March 2022, para.59.

NATO加盟はロシアにとっては「越えてはならない一線」とされたが、ウクライナがどのような外交政策をとるかは法的には同国が自由に決められる問題で、この決定に対して外国が圧力をかけることは不干涉原則に違反する。不干涉原則が一般国際法上確立したものであることは疑われていない。ICJはニカラグア事件判決（1986年）で、各国が主権の原則によって自由に決定することを認められる事項、たとえば国内体制の選択と対外政策の形成について強制の要素をもって介入することが禁じられると述べた⁸。この観点から見ると、ロシアが意図しているウクライナの「体制変更」は、明らかに不干涉原則に違反する。

さらにロシアは、侵攻に先立ってウクライナ東部でロシア系住民が設立したという二つの「共和国」を承認した。しかし一般国際法上、「国」は永続的住民と確定した領域に加えて当該の領域を実効的に支配する自主的な政府を持つべきものとされ、上の両「国」はこうした要件を備えていない。またプーチンは、その演説で人民の同権と自決の原則を規定する憲章第1条を引用した。しかし国際法が自決単位として認めるのは、ロシア系住民といった人種的・民族的単位ではなく、外国の支配と搾取の対象である一定の領域の住民全体を指す。そしてこれら両「国」が、この意味での自決単位ではないことは明らかである。したがって、そのような「国」を政治的・軍事的に支えてそれらの「独立」を承認することは、ウクライナの領土保全と政治的独立を損なう干渉だということになる。

ロシアはまた、紛争の平和的解決義務にも違反する。ロシアとウクライナとの間に、ウクライナの東部地区の独立「承認」をめぐる、あるいはそのNATO加盟をめぐる紛争があったことは明らかである。確かに、ウクライナのNATO加盟がロシアにとって安全保障上の懸念を生じたことはありうるだろう。NATOはこれまで純粹無垢だったわけではなく、とりわけ冷戦終結後はしばしば現実に武力を行使してきた。しかし、ロシアの懸念がいかに正当だったとしても、それは平和的手段によって解決されるべき問題で武力行使の理由とはなりえない。後述の国連緊急特別総会

8 ICJ, *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Merits, Judgment of 27 June 1986, *I.C.J. Reports 1986*, p. 106, para.202 ; p.108, para.205.

の2度の決議も、両国間の紛争を政治対話、交渉、仲介などの平和的手段によって速やかに解決するように繰り返して求めてきた。

(4) 違法性阻却事由の欠如

それでは、ロシアによるこうした違法行為に、何らかの違法性阻却事由はあるのだろうか。この点に関しては、ロシアは次の2点を挙げる。

自衛権の行使 前述のように、プーチン演説は自衛権を規定する憲章第51条に言及した。ICJは、自衛権行使を主張する国はとりわけ相手国により自国に対して憲章第51条と慣習法にいう「武力攻撃」が行われたことを証明しなければならないと述べた⁹が、ロシアはウクライナが自国に対して「武力攻撃」を行ったとは主張していない。プーチンは、ロシアはウクライナ領域からの「永続的脅威」に直面しており、われわれはこの「脅威」から自らを守るために行動していると述べた。プーチンはまた、2022年5月9日の戦勝記念日の演説では、これを「侵略に対する先制的打撃（a pre-emptive strike）」だという。しかし、武力攻撃を伴わない「脅威」は自衛権の発動を正当化しない。プーチンの後者の主張は、かつて米国が主張したことがある「予防的自衛」を思わせるが、この主張は国際社会ではまったく認められなかった。なお、ロシアによる自衛権行使の主張には、それが「承認」した東部の2「国」の要請に基づく集団的自衛権の行使が含まれていた。確かに、ICJはニカラグア事件判決で集団的自衛権の行使のためには被攻撃国が攻撃を受けたと宣言しかつ援助を要請することが必要だと判示した¹⁰が、前述のようにこれらの2「国」は国際法上の国の要件を備えず、したがって援助要請を行うことができる立場にはない。

ジェノサイドの防止と処罰 ロシアはまた、ウクライナが行っているとされる集団殺害犯罪（ジェノサイド）に対して関連の人民を守ることを「特別軍事作戦」の目的の一つに挙げた。確かにジェノサイドは重大な国際法上の犯罪であって、ジェノサイド条約第1条で締約国は「これを防止

9 ICJ, *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, Judgment of 6 November 2003, *I. C. J. Reports 2003*, pp. 186-187, para.51.

10 ICJ, *supra* note 8, pp.104-105, paras.196-199.

し処罰することを約束」しているが、この規定はジェノサイドを行ったとされる国に対して個別国家が自らの判断に従って行動することを認めるものではない。同条約はそのような場合には、国連機関による措置（同第8条）やICJによる裁判（同第9条）を想定している。

他方で、とりわけキーウ近郊の都市ブチャでロシア軍の撤退後に多数の民間人の遺体が発見されたことを契機に、ウクライナと西側諸国の間でロシアがジェノサイドを行っているとの主張が強まった。しかし、ロシア側の主張はもちろんウクライナ側の主張についても、非難されている行為が「ジェノサイド」の国際法上の定義と合致するかどうかの検証が必要である。ジェノサイドとは「国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部を破壊することを意図して行われる行為」である（ジェノサイド条約第2条；国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程第6条）が、とりわけ「意図」は被疑者の主観であってその立証は至難のことである。

ウクライナは自国がジェノサイドを行っているというロシアの主張は「まったく根拠を欠く」として、ロシアはジェノサイドを防止し処罰する目的で自国に対して行動をとる権限はないという判決を求めてICJに提訴した。管轄権の基礎はその解釈、適用等に関する紛争のICJへの付託を認めるジェノサイド条約第9条である。ロシアはICJに宛てた書簡で、この紛争は武力行使等にかかわるもので第9条の範囲外だとして出廷を拒否した。ウクライナは同時に何点かの仮措置の指示を求めたが、ICJは3月16日の命令でジェノサイド条約第9条に基づく管轄権の一応の存在を認めてロシアは2月24日に開始した軍事作戦を直ちに停止しなければならないなどとする仮措置を指示した¹¹。被告国の不出廷は裁判の進行を妨げない（ICJ規程第53条）から、判決が出るならジェノサイドにかかわるロシアの主張の当否が司法的に明らかにされよう。

(5) 2022年の武力侵攻：国際人道法の違反と国際犯罪

国際人道法の違反 ここでは、ロシアによるウクライナ侵略の過程で行われた国際人道法の違反について検討する。国際人道法の基本原則は2

11 ICJ, *supra* note 7, para.86.

点、すなわち第1は「区別原則」（軍事目標主義）で、文民たる住民と民用物の保護を目的とし、戦闘員と非戦闘員の区別を確立する原則である。第2は不必要な苦痛を与えてはならないという原則で、ロシアはその攻撃にこの基本原則に違反する兵器を用いたという批判が少なくないが、この点については情報が乏しいのでここでの検討は省きたい。

ロシアの「特別軍事作戦」は、多くの点で区別原則に違反する戦争の手段と方法を用いてきた。ロシアの攻撃によって破壊された集合住宅や学校、病院などの状況は、テレビや新聞で広く報道された。文民病院はいかなる場合にも攻撃してはならず常に尊重と保護を受け（1949年ジュネーブ文民条約第18条；1977年第1追加議定書第12条）、攻撃は厳に軍事目標に対するものに限定される（同議定書第52条）。ロシアは、示された攻撃の事実に対して説得力がある反証を行っていない。またロシアはウクライナの原発や核施設に対して攻撃を繰り返したが、このような攻撃は危険な力を内蔵する施設に対するものとして明文で禁止される（同議定書第56条）。

軍事目標に対する攻撃であっても、文民と民用物に対する巻き添えによる被害を避けるために実行可能な予防措置を取らなければならない（同議定書第57条）が、ロシアがこのような予防措置を取っているようには見えない。むしろ、ロシアによる文民と民用物に対する攻撃は意図的なものだという指摘が多い。ロシアはそうすることによって住民の間に恐怖と厭戦気分を拡げて、ウクライナ政府に自国に有利な停戦を受け入れさせることを目指しているのかもしれない。しかし、住民の間に恐怖を広めることを主な目的とする攻撃は明文で禁止されている（同議定書第51条2）のである。

国際犯罪の可能性 以上のようなロシアによる国際人道法の違反は、個人の刑事責任を生じる国際犯罪だという指摘は数多い。ICC検察局はすでに、2014年のロシアによるクリミア占領以後に行われた人道に対する犯罪（ICCローマ規程第7条）および戦争犯罪（同第8条）について捜査を進めていたが、今回のウクライナにおける事態についても日本を含む41か国の付託を受けて捜査を開始した。ウクライナもロシアもローマ規程の締約国ではないが、ウクライナは自国領域内で行われた犯罪について

ICCの管轄権を受諾しており（同第12条3）、これに従ってICCは管轄権を行使することができる。ロシアはウクライナで国際犯罪が行われたという指摘に対して、それは「フェイクニュース」だと反発を強めている。しかしICCでは、検察官が正式に捜査に進むためには「捜査を進める合理的な基礎」が必要だから（同第15条3；4）、この過程で「フェイクニュース」は排除されるものと思われる。

ロシアがICCに信を置かないとすれば、別個の独立した調査を組織することもできる。人権理事会は3月4日の決議49/1により、ロシアによるウクライナ侵略の過程で行われたと主張される人権侵害と国際人道法の違反について解明するために、独立国際委員会を設置した。同委員会の委員長は2022年9月23日の人権理事会における報告で、ウクライナにおいて戦争犯罪が行われたと結論したが、この調査は地域的にも事項的にも限られたもの—おもに個人の尊厳の侵害を扱った—だったという¹²。またロシアも加盟国である欧州安全保障協力機構（OSCE）の4月13日の報告書も、ウクライナ側を含めて戦争犯罪が行われたことを認める¹³。なお、ロシアはこれらの調査には参加・協力していない。

2. 国際社会の対応①：国連機関の対応

それでは、国際社会はロシアの侵略に対してどのように対応してきたのか、ここでは国連と関連機関の対応と個別国家とそのグループの対応を見ていく。国連は周知のように、侵略者ロシアを駆逐してウクライナの主権と領土保全を回復することに成功していない。したがって、「国連無力」論が台頭することは不思議ではない。しかしそのように結論する前に、安保理や総会だけでなく多様な国連機関とその関連機関が、平和と安全の維持の分野だけでなくこの危機にかかわる多くの分野において果たしてきた

12 Update by the Chair of the Independent International Commission of Inquiry on Ukraine, at the 51st session of the Human Rights Council, 23 September 2022.

13 OSCE, *Report on Violations of International Humanitarian and Human Rights Law, War Crimes and Crimes against Humanity Committed in Ukraine Since 24 February 2022*, ODIHR, GAL/26/22/Rev.1, 13 April 2022.

役割も見る必要がある。

(1) 安保理の対応

侵攻開始の翌日2月25日の安保理では、憲章第2条4に違反するロシアのウクライナに対する侵略を非難して、その軍隊を即時、完全かつ無条件に撤退させるべきことなどを求める決議案（共同提案国は82か国）が採択に付されたが、11対1（ロシア）、棄権3（中国；インド；アラブ首長国連邦）でロシアの拒否権により不採択に終わった。次いで安保理は、2月27日に緊急特別総会の開催を決定する決議2623（2022）を採択した。票決は前回と同じだが緊急特別総会の開催は手続事項であるため、拒否権は働かない。緊急特別総会開催の条件は、前回の理事会におけるロシアの拒否権行使によって満たされた。1950年の総会決議377A（V）「平和のための結集」によれば、平和に対する脅威等があると思われるときに理事会が拒否権のためにその第一義的責任を果たせなかったなら、緊急特別総会が開催されるのである。

安保理はその後もウクライナの事態に関する討論を繰り返し、論じられた問題はウクライナにおける人道状況と難民・国内避難民の問題、国際人道法の遵守と文民保護、原発と原子力施設の攻撃からの保護、ウクライナからの食糧輸出と世界的な食糧危機などを含む。安保理は5月6日には、事務総長の平和的解決に向けての努力を強く支持するという趣旨の議長声明を採択したが、これは8月末までのウクライナ問題についての唯一の態度表明だった。

(2) 総会の対応

緊急特別総会の活動 上のような経緯で招集された第11回緊急特別総会は3月2日に、97か国の共同提案により安保理でロシアの拒否権によって葬られた草案とほぼ同じ内容の決議ES-11/1「ウクライナに対する侵略」を、141対5（ベラルーシ；朝鮮民主主義人民共和国；エリトリア；ロシア；シリア）、棄権35、投票不参加12で採択した¹⁴。

ロシアのウクライナ侵略に関する国際社会の認識は、共同提案国と票決の数だけでなく多くの代表の発言にも反映された。たとえばEUのオブザ

ーバーによれば、ロシアの侵攻は単にウクライナだけの問題、ヨーロッパだけの問題ではなく、規範に基礎をおく国際秩序を擁護する問題である¹⁵。主権平等、領土保全、武力行使の禁止といった憲章と国際法の基本原則の遵守は小国にとっては「存否にかかわる問題 (existential issue)」だとされ、これらの諸原則は常に一貫して等し並みに適用されなければならないとして、従来しばしば見られた「二重基準」が批判された¹⁶。緊急特別総会はさらに、3月24日には決議 ES-11/2「ウクライナ侵略の人道的帰結」を、4月7日には決議 ES-11/3「ロシアの人権理事会理事国の資格の停止」を採択した。

総会決議の意義 周知のように、安保理決議と違って決議 ES-11/1 のように加盟国一般に向けられた総会決議には法的拘束力がない。しかしこの点については、次の2点のコメントをしておきたい。第1に、とりわけ今回の決議のように圧倒的多数で採択された総会決議は国際世論を代表するものとして、強い道義的・政治的意義を有することはいうまでもない。これらの決議とそれに導いた総会の討論とは、国際社会におけるロシアの孤立を際立たせたのである。

第2に、総会決議が一定の法的効果を生むことがある。たとえば、加盟国がロシアの侵略という決議の認定に従って対抗措置を取るなら、それが当該国のロシアに対する国際義務に違反するとしても、この違法性は阻却される。「対抗措置 (countermeasures)」とはかつては「復讐」と呼ばれ、国際違法行為の被害国が当該の違法行為を止めさせ賠償を獲得する目的で加害国に対してそれ自体違法な行為を行うとき、その違法性を阻却する制度をいう¹⁷。対抗措置を援用することができるのは通常は権利侵害の被害国であるが、違反された義務が武力行使の禁止のように国際社会全体に対する義務の場合には、被害国以外の国も責任を援用する権利を有するとされる¹⁸。「対抗措置」は、相手国による違法行為の認定も措置の実施

14 A/ES-11/PV.5, 2 May 2022, pp.14-15.

15 *Ibid.*, p.23.

16 E.g., Saint Vincent and Grenadines (*ibid.*, pp.13-14) ; Singapore (*ibid.*, p.28).

17 Articles on Responsibility of States for internationally wrongful acts, adopted by the International Law Commission at its 53rd session and “took note” by A/RES/56/83, Annex, Article 22.

も「被害国」が一方的に行うものであるため、大国・強国による乱用が危惧されてきたが、本件では違法行為の認定が総会決議によって行われたという意味で、そのような乱用の危険は減殺されるといえる。しかし「対抗措置」の実施が個別国家に委ねられる限りそのような乱用の危惧は完全には払拭されない。

拒否権行使に説明責任を求める決議 今回の危機においてロシアの拒否権行使が安保理の活動を妨げて国連の信頼性を大きく傷つけたことを契機に、総会（通常会期）は2022年4月26日に決議76/262を採択した。この決議は、常任理事国が拒否権を行使した場合にその状況について議論するために総会の会合を招集するべきこと、拒否権を行使した常任理事国を優先的に発言させるべきことなどを定める。

この決議は無投票で採択され、ロシア代表もあえて反対票を投じることはできなかった。多くの国は本決議を国連改革の中に位置づけようとする。たとえば、共同提案国だったルクセンブルグ代表は、この決議は常任理事国に加盟国全体に対してより重い責任を負わせることによって多国間主義を強化する決定的な一歩だという¹⁹。こうしてこの決議は、拒否権の乱用に対する総会からの民主的コントロールに向けての、ささやかではあるが意味のある第一歩だといえるかもしれない。

(3) その他の国連機関の対応

紛争解決を目指す活動 安保理も総会もそこでの討論に参加した加盟国も、当事者間の対話と交渉による本件紛争の平和的解決の重要性を強調してきた。もっとも現状では、これらの機関が当事者に対して解決「条件」を勧告することは困難だと思われる。国連はロシアを侵略者と認定しており、中立ではないからである。他方で、「解決の手段と方法」を勧告することはこの限界内でも十分に可能であって、この点について両機関は上で見た当事者間の対話と交渉に加えて、事務総長による平和的解決のための努力への支持を表明してきた。事務総長は安保理の「強い支持」の下に、現地を訪問して両首脳と会談するなどの和平努力を行ってきたが、そ

18 *Ibid.*, Article 48 (1) (b).

19 A/76/PV.69, p.18.

の成果は未知数である。

他方で、当事者が直接行う和平交渉や個々の加盟国とその集団が行う仲介等の努力を国連が側面から支援することは十分に可能だと思われる。また、旧ユーゴ紛争に関する安保理決議 1031 (1995) やコソボに関する安保理決議 1244 (1999) のように、安保理は国連外で交渉された和平協定を歓迎してその実施のための措置を決定したことがある。本件において停戦合意や和平協定が成立したとすれば、国連が同様の措置をとることが可能だと思われるのである。

人道的危機と人権侵害等への対処 ウクライナ紛争がもたらした人道的危機と国連のそれへの対処は大きな話題となった。9月7日の安保理における事務局の説明によれば、文民の死亡は確認されただけで13,917人(実数ははるかに多いという)、国内避難民は700万人、難民は欧州の各所に690万人が逃れたとされる²⁰。このような人道的危機に関しては、多くの国連機関や関連機関が活動してきた。そしてこれらの多様な諸機関の活動に加えてNGOsなどの活動を調整するために、事務総長は「ウクライナ危機調整官」を任命した。

人権分野では、国連は2014年のクリミア併合を契機に「国連ウクライナ人権監視ミッション (HRMMU)」を設置して、同国における人権状況の観察を行ってきた。今回のロシアによる侵攻を受けて人権理事会は、前述のようにこの侵攻によって生じたとされる人権侵害と国際人道法の違反について解明するために独立国際委員会を設置し、同委員会は現地調査などの活動を行っている。

原発と核施設の安全管理 ウクライナ戦争では原発と核施設が攻撃されたり、戦闘の舞台となるという先例がない事態が生じた。紛争の初期の段階で、チェルノービリ原発とザポリージャ原発がロシア軍に攻撃・占領され、前者は3月末にはウクライナが管理を取り戻したが、後者とその周辺では9月初めの段階で戦闘が繰り返されているという。こうした戦闘によって原発が重大な損傷を受ければ、1986年のチェルノービリ原発の事故の経験が示すように、被害はウクライナだけでなく広範な欧州諸国に

20 S/PV.9126, 7 September 2022, p.2.

及ぶことが懸念される。国際原子力機関（IAEA）は国連機関ではないが、国連と協力してこれらの原発や原子力関連施設のモニターを行いあるいは安全と防護の回復を援助するなどの活動を行ってきた。とりわけ8月末から9月初めにかけてIAEAは、ザポリージャ原発における核の安全と防護の安定化を援助するために支援援助ミッションを派遣した。

紛争がもたらした世界的な経済危機への対処 ウクライナ戦争はとりわけロシア軍による黒海の封鎖によって、世界有数の穀物輸出国であるウクライナの輸出を阻害し、これによって穀物輸入国、とくにアフリカのそれに重大な悪影響を及ぼしている。国連事務総長は「食料、エネルギーおよび金融に関する世界危機対応グループ」を設置して対応に当たらせているが、同グループが6月に公表した報告書『ウクライナ戦争のグローバルな影響』は、消費者物価の危機がもたらす「悪循環」が社会的・政治的不安定の火種ともなると指摘した。この危機は、新型コロナウイルス感染症と気候変動という重畳的な危機と相まって、人々と諸政府の危機対応能力を制約し、社会的・政治的不安に油を注ぐとされるのである²¹。

このような危機には、もちろん様々な国連機関と関連機関が対処してきたが、この問題に関する最も顕著な成果は、国連事務総長のイニシアチブによりトルコと協力して両当事国と合意した「黒海穀物イニシアチブ」だと思われる。同「イニシアチブ」はウクライナの港湾からの穀物と関連産品の輸出のための安全な航路を確保することを目的として7月22日に合意され、その運営のためには当事者と国連の代表からなる「共同調整センター（JCC）」が設置された。この「イニシアチブ」の下で8月28日まで合計100万トンを超える穀物等がウクライナから輸出されたという。

以上では国連機関や関連機関のいくつかに関して、ロシアによるウクライナ侵略の帰結とそれがもたらした世界的危機にどのように対処してきたのかを瞥見してきたが、こうした諸機関の活動がなければ、この戦争によって生じた被害が一層拡大し、その結果生じた人道的危機が一層深刻になったであろうことは明らかだと思われる。

21 UN Global Crisis Response Group on Food, Energy and Finance, *Global impact of the war in Ukraine: Billions of people face the greatest cost-of-living crisis in a generation*, 8 June 2022.

3. 国際社会の対応②：西側先進国の対応

(1) 個別国家による対抗措置の実施

ロシアのウクライナ侵略に対して日本を含む西側先進国の多くは、対ロシアの「制裁」を実施した。こうした「制裁」は国際法上の対抗措置に当たるが、対抗措置は相手国による違法行為の認定も措置の実施も個別国家が行う点で乱用の危険を伴う。本件の場合、先行するロシアの行為の違法性が総会決議によって認定されていたといっても、「制裁」の実施を個別国家が行う点でなお問題を残していた。

「平和のための結集」決議は緊急特別総会の目的として、平和の維持・回復に必要な措置を加盟国に勧告することとしているが、決議 ES-11/1 は具体的な措置を勧告しなかった。多くの国が対ロシアの「制裁」として実施している措置を、「平和のための結集」決議の下で国連の措置として組織化するなら、憲章第 41 条の非軍事的強制措置の場合と違って法的な拘束力はないとしても、個々の加盟国による措置よりもはるかに実効的であり、また乱用の危険も少なくなろう。実際、緊急特別総会では非同盟諸国を中心にその趣旨の指摘が少なくなかった。「制裁」の実施国がそのようにしなかったのは、国連の下での「制裁」の組織化が自国の裁量を制約することを嫌ったからだと思われるが、そうだとすれば「制裁」実施国もロシアと同様に多国間主義よりも単独行動主義を優先させたといわねばなるまい。

(2) NATO の拡大と強化

繰り返して指摘したように、ロシアによるウクライナ攻撃の主要な目的は、同国の NATO 加盟阻止だった。しかしこの攻撃は NATO の拡大阻止という目的からすれば、まったくの逆効果だった。たとえば長年にわたって非同盟政策を維持してきたフィンランドとスウェーデンが、NATO に加盟した。NATO の『2022 年戦略概念』は、この拡大は「歴史的成功」であり、加盟について第 3 国に発言権はないという²²。そして NATO は、ロシアに対する姿勢を 180 度転換しただけでなく、その戦略

を抜本的に強化した。前回の『2010年戦略概念』ではロシアは「パートナー」とされていたが、今回の『戦略概念』は、ロシアは同盟国の安全保障と欧州・大西洋地域における平和および安定にとって重大かつ直接の脅威であり、ロシアを「パートナーと見ることはできない」のであって、どのような仮想敵もどのような侵略の可能性も拒否するために、抑止と防衛の態勢を抜本的に強化するという²³。『2022年戦略概念』を採択したマドリッド・サミットはまた、以前から合意されながら必ずしも実施されていなかった国防費のGDP2%への増額を速やかに実行すると述べた。

それではNATOは、今回のウクライナ侵略に対してはどのように対応したのか。NATO諸国はウクライナに対して、政治的・経済的な支援に加えて大量の軍需物資を供与した。ウクライナに対するこのような軍事的支援は、伝統的国際法にいう中立義務に違反する。しかしNATO諸国は、さらに進んでウクライナを援助するために直接の軍事力使用は行わなかった。ロシアの侵略という総会の認定を踏まえれば、こうした軍事行動は集団的自衛権の行使として正当化されたかもしれない。NATOがそうしなかったのは、核大国であるロシアとの軍事的対決は第3次世界大戦を招くかもしれないという危惧のためであろう。プーチンの核使用をちらつかす威嚇は、それなりの効果を上げたといえるかもしれない。

4. 国際社会の対応③：日本の対応

ウクライナ危機を契機に日本では「敵基地攻撃」論や軍備増強論が強まり、また「核共有」論も目につくようになった。これは政府支配層にだけでなく国民の間にも見られる現象で、5月8日の『朝日新聞』によれば同紙と東大の共同調査では防衛力強化への「賛成」が6割を超えたという。

(1) 「敵基地攻撃」論：日米安保との関係

「敵基地攻撃」論は長い歴史を有し、近年では安倍内閣のもとで浮上し

22 NATO 2022 Strategic Concept, 29 June 2022, para.40.

23 Ibid., paras.6-9, 21.

ていた²⁴が、岸田内閣はその現実化を目指して今年末に採択予定の新しい「国家安全保障戦略」；「防衛計画の大綱」；「中期防衛力整備計画」にこれを盛り込むという。4月26日に公表された自民党「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」はこれを「武力攻撃に対する反撃能力」と言い換えたが、その対象をミサイル基地だけでなく「指揮統制機能」にまで拡大する。

ウクライナ危機は、「敵基地攻撃」論の危うさを浮き彫りにした。ウクライナがロシア領内の基地を攻撃したとすれば、これは自衛権の行使として正当化されよう。これに対してロシアは自衛権の行使を主張したが、前述のようにこれを正当化する証明を行わなかった。同様に、武力攻撃の「恐れ」の時点で「敵基地攻撃」を行う場合には、これを自衛権で説明することは至難であり、もしも日本にこの証明が出来なければ、日本の側が今回のロシアのように侵略者だということになる。たとえ相手国による武力攻撃が先行していたと仮定しても、反撃が「指揮統制機能」までを対象とするなら、自衛権行使の要件である「必要性」と「均衡性」を満たすかどうか疑問が生じるだろう。

また、現実化されつつある「敵基地攻撃」について注意しなければならないのは、それが日本と反撃相手国との2国間関係にはとどまらず、集団的自衛権を容認する政府の憲法解釈のもとで日米同盟の作動ともかかわる問題となることである。すなわち自衛隊は「我が国と密接な関係ある他国に対する武力攻撃が発生」した場合にも、防衛出動を行う（自衛隊法第76条1第二号）。ここで「我が国と密接な関係ある他国」として想定されているのは米国であり、したがってこの事態には安保条約第5条の共同防衛が適用され、自衛隊は米軍との共同作戦に従事する。こうして「敵基地攻撃」は、自民党の「提言」にいう「指揮統制機能」への攻撃を含めるとすれば相手国との全面戦争に至り、世界的に展開する米軍との共同作戦を通じてグローバルな全面戦争へと日本を組み込みかねないのである。

24 筆者は、当時の「敵基地攻撃論」について批判的検討を行った（松井芳郎「敵基地攻撃論」の落とし穴『世界』第938号（2020年11月））ので、本稿では重複する議論は避け、同論文の参照をお願いしたい。

(2) 「核共有」論：NPT 上の非核保有国の義務との両立性

「核共有」論はウクライナ危機を契機に浮上したもので、その主唱者の一人だった故安倍晋三元首相は『文藝春秋』5月号誌上の「「核共有」の議論から逃げるな」で、ロシアのウクライナ侵攻を招いたのはウクライナが核兵器を放棄し NATO の同盟国ではなかったからだとして分析して、NATO にならって「核共有」の議論を進めるべきだと主張した。政党レベルでは日本維新の会が政府に対して、「核共有」の議論を行うよう提言したと報じられた。他方で岸田首相は、非核3原則と原子力基本法等の法体系からして、政府としてこれを認めることは難しいという²⁵。

NATO によればその「核共有」とは、米国は欧州に核兵器を配備し NATO が核任務に携わる時には同盟国の核・非核両用の航空機がそれを運用するが、核任務は NATO の核計画グループ (NPG) が明示の政治的承認を与えかつ米国大統領と英国首相の許可を得て初めて実施される。NPG は NATO の核任務のすべての側面について協議、集团的意思決定および政治的コントロールを行うのであって、「NATO の核共有とは同盟の核抑止任務と関連した政治的決定および意思決定の共有であって、核兵器の共有ではない」²⁶。

ところで 1968 年の核兵器拡散防止条約 (NPT) 第 2 条は、非核保有国に対して核兵器とその管理をいかなる者からも直接または間接に受領しないように義務付けるが、この義務は「核共有」と両立するのだろうか。NATO は、以下のような理由で NPT と「核共有」とは「完全に両立する」と主張する：欧州に配備された核兵器は引き続き米国の管理と統制の下に置かれる；NPT の交渉開始の時点で NATO の核共有取り決めはすでに存在していてソ連にも知られており、米ソ両国は NPT の規定がこの取り決めを禁止しないように注意深く交渉を行った；[米国の解釈によれば] 戦争が始まれば条約の適用はなくなる。

しかし、NATO によるこのような NPT 解釈には大きな疑問符が付く。NPT の交渉過程で米ソ間にそのような合意があったとしても、それはすべての NPT 当事国—現在 191 か国—によって認められない限り、NPT

25 『第 208 回国会参議院予算委員会会議録』第 6 号 (令和 4 年 3 月 2 日)、9 頁。

26 NATO, *NATO's Nuclear Sharing Arrangements*, Factsheet, February 2022.

の解釈には妥当しない。また、武力紛争の存在はそれ自体、条約の適用を終了または停止するものではないとされる。たとえ NATO による NPT 解釈が正しいとしても、その主要な論拠である起草過程における米ソの了解なるものが、現在の日本には当てはまらないことはいうまでもない。

5. 私たちが取るべき道

(1) 国連の集団安全保障の実効性の向上

モーゲンソーの勢力均衡論批判 上で見てきたように、ウクライナ危機を契機として西側諸国の軍事同盟である NATO も日米安保も、拡大強化の道を進んでいる。それだけでなく、両同盟は相互の連携を強化する。NATO の『2022 年戦略概念』は、インド太平洋地域は NATO にとって重要でありパートナーとの協力を強化するとうたった²⁷。日本も「パートナー」として遇され、マドリッド・サミットに日本の首相として初めて招かれた岸田は、NATO がインド太平洋地域への関与を強めていることを歓迎して、NATO との協力の一層の強化に取り組むと述べた。

しかし軍事同盟は、加盟国の安全と平和を維持し強化するというその掲げられた目的に、真に貢献するのだろうか？ 軍事同盟は周知のように抑止論を根拠とするが、抑止論の古典的な表れである勢力均衡が伝統的な国際社会の平和維持に貢献したかどうかについて、著名な国際政治学者モーゲンソーは大略次のよう述べていた。

勢力均衡はその安定化作用によって多くの戦争の回避に役立つきたという主張を、証明または反証することは永久に不可能だろう。しかし、勢力均衡がなければどれくらいの戦争が生じていたのかをいえる者はいないが、近代国家系誕生以来戦われた戦争の大部分の起源が勢力均衡にあったことを理解することは困難ではない。勢力均衡論にいう「勢力」を測る要素として挙げられるものは、いずれも捉えがたいだけでなく不断に変化する。つまり、勢力測定の不確かさは国の勢力それ自体に内在的なものである。しかもこの不確かさは、同盟相

27 NATO, *supra*, note 22, paras.13-14 : 44-45.

互間の勢力を比較するときには測りがたく増大する。国は勢力測定の不確かさを前提としてなお安心感を得るためには、相手国と均衡する勢力ではなくそれに優越する勢力を追求することになる。そして国は暫定的な勢力の優越を永続化するために外交的圧力だけでなく、戦争に訴えることもある。予防戦争は外交用語としても民主的な世論にとっても忌むべきものであるが、実際には勢力均衡の自然な帰結に他ならない²⁸。

SSD-Iの「最終文書」が示す道 モーゲンソーが半世紀以上も前に行った勢力均衡の以上のような分析は、現在の抑止論にも見事に当てはまる。そして抑止論の虚妄はすでに確認済みのことである。1974年の国連第1回軍縮特別総会(SSD-I)の「最終文書」は、永続的な平和は「軍事同盟による兵器の集積の上に打ち立てることはできず、抑止の不安定な均衡や戦略的優位の理論によって維持することもできない」と述べて、これに国連憲章の安全保障システムの活性化と軍備の速やかな縮小を対置した²⁹。この「最終文書」は無投票で採択されたものであり、当時は核保有国もこれには反対しなかった。ところが実際には核保有国は、核抑止の政策はこれまで平和の維持にとって不可欠だったと主張する。しかし彼らはこの事実を証明せず、これまで核抑止が武力紛争を防止してきたとはとてもいえない。NATOの核戦力は、ロシアのウクライナ侵略を抑止できなかった。逆にロシアは、その核戦力によってNATOの反撃を抑止しつつウクライナ侵略を進めたのである。

こうして私たちは、核抑止論に依拠して軍事同盟を強化する道ではなく、SSD-Iの「最終文書」がいうように国連の集団安全保障体制を活性化して核軍縮を進める道を進まなければならない。国連の集団安全保障体制の活性化についていえば、誰でも思いつくのは拒否権の廃止ないし制限であるが、このためには国連憲章の改正を要しこれについても拒否権が働く(憲章第108条)から、これは当面の現実的な課題とはならない。より現

28 Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations: The Struggle for Power and Peace*, 4th ed., (Alfred A Knopf, 1968), Part IV.

29 A/RES/S-10/2, Final Document of the Tenth Special Session of the General Assembly, 30 June 1978, para.13.

実的で実際様々な形で追求されてきたのは、安保理の活動へのコントロールを強める方策である。これについては、何よりもすべての加盟国によって構成される民主的な機関である総会による政治的なコントロール、国連の主要な司法機関である ICJ による司法的コントロール、安保理の決定が人権規範と両立するよう求める人権条約機関によるコントロール、さらには安保理の決定を実施する立場にある加盟国によるコントロールなど、ここで詳述することはできないが多くの可能性がある。

(2) 核軍縮の推進

核軍縮の推進は、集団安全保障の活性化と別個の課題なのではなく、その前提を整える課題でもある。ウクライナ危機に際して緊急特別総会の決議 ES-11/1 が対ロシアの「制裁」を国連の強制措置として組織化しなかったのも、NATO が集団的自衛権を行使してウクライナに対する直接の軍事支援を行わなかったのも、原因の一端はロシアが核大国でありプーチンが核の使用をもって威嚇したことにあった。つまりロシアは安保理で有する制度上の拒否権だけでなく、核保有国であることによる事実上の拒否権も有するのである。

軍縮とくに核軍縮はその活動の初期の段階から国連の主要な課題であり、国連外でも前述の NPT などの条約が作成されてきた。NPT についていえば、それは既存の核保有国と非核保有国とを差別するという典型的な不平等条約であり、核保有国が完全全面軍縮のための交渉を誠実に行う(第6条)ことによって、権利義務のバランスがかろうじて保たれると考えられてきた。この NPT 第6条について ICJ は、核兵器使用の合法性に関する勧告的意見で「厳格かつ実効的な国際管理の下における全面核軍縮に向けての交渉を、誠実に実施しおよび完結させる義務が存在する」(本文 F : 全員一致) という解釈を与えた³⁰。

ICJ のこの意見は、NPT 第6条の義務の解釈を次の2点で大きく進めたとと思われる。第1にそれは、ここにいう「誠実に交渉を行う」義務を、これを「完結させる」義務すなわち核軍縮を実現する義務にまで強めた。

30 ICJ, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion of 8 July 1996, 1. C. J. Reports 1996, pp.263-265, paras.98-103.

第2にそれは、この義務をNPTにおける条約上の義務から、すべての国を拘束する一般国際法上の義務にまで高めたように読める。そうだとすれば、2017年の核兵器禁止条約はNPT第6条の義務を実現するものであり、NPTが認める核保有の権利に固執して核兵器禁止条約に対して拒否反応を示す核保有国と日本を含むその同盟国の立場は、まったく根拠を欠くといわねばならない。

(3) 日本は何をなすべきか

現在の国際社会が抱える、国連の集団安全保障体制の活性化と核軍縮の推進という、上述のような課題に向けて、日本がどのようなことをなすべきかについて簡単な感想を述べて、本稿の結びに代えたい。

国連の集団安全保障体制の活性化のために 日本国憲法は戦争を違法化するための国際社会の長年の努力を踏まえて制定された。よく知られているように、第9条には国連憲章や1928年の不戦条約から借りた文言が少なくない。しかし国連憲章と日本国憲法とは、武力行使の違法化を通じて平和な世界を作り出そうという目的では一致するが、これを実現するための方法論では異なる。国連憲章は、違法な武力を行使した国に対して最終的には軍事的強制措置を発動するという集団安全保障の体制を設けたのに対して、日本国憲法は戦争を放棄するだけでなく戦力の不保持と交戦権の否定を規定したのである。

この方法論の違いについては、国連憲章が核以前の産物だったのに対して、日本国憲法はヒロシマ・ナガサキの悲劇を踏まえて作成されたことが重要だと思われる。帝国憲法改正案を審議した1946年8月の衆議院本会議で芦田均憲法改正委員会委員長は、原子爆弾が誕生した結果、将来大国間に戦争が発生した場合の人類が受ける惨禍は計り知れず、われわれが進んで戦争の否認を提唱するのは、過去の戦禍によって戦争の忌むべきことを痛感したという理由からだけではなく、世界を文明の壊滅から救わんとする理想に発するのだという説明を行った³¹。つまり、核時代に対処するという意味では、日本国憲法は国連憲章と同じ流れに沿いながら、その一歩先を行くものだった。

しかし日本は、憲法のこのような先進性を踏まえて国連活動を展開する

ことをしなかった。日本の歴代の政権は、日本が集団的自衛権を行使し武力を用いる国連活動に積極的に参加する「普通の国」となる道を進んできた。さらに日本はウクライナ危機を契機として、軍備を著増させ日米同盟を強化して「普通の国」を超え、NATO 諸国の多くと同様の軍事大国を目指しているように見える。これは歴史の流れに逆行するもので、国連の集団安全保障の理念に背馳するものだといわねばならない。そうではなくて日本は、もう一度憲法の初心に立ち返って、その立場から国連と国際社会に働きかけて集団安全保障の活性化のために活動するべきだと思われるのである。

核軍縮の推進のために 核兵器禁止条約は核兵器の違法化と核廃絶に向けての重要な一歩であり、NPT 第 6 条の義務を実施する一形態でもあるが、日本は、核保有国とその「核の傘」のもとにある諸国と並んで、この条約には参加していない。日本政府は、唯一の戦争被爆国として核保有国とこの条約の締約国の間の「橋渡し役」を果たすというが、2022 年 6 月に開催されたこの条約の第 1 回締約国会議にオブザーバー参加しなかった。NATO 加盟国であるドイツ、オランダ、ノルウェーがこの会議にオブザーバー参加したことに比べて日本の不在はとくに目立つものであり、これでは「橋渡し役」として働くことはおぼつかないであろう。

ちなみに、日本が核軍縮のために行うことができる最大の貢献の一つは、ヒロシマ・ナガサキの悲惨な被爆体験を国際社会に伝えることだと思われる。核兵器禁止条約の締結を促したのが「核兵器の使用から生ずる壊滅的で非人道的な結末を深く憂慮」したことであった（条約前文）とすれば、日本のこのような発信は同条約の精神と響きあうものであり、その大義の推進に貢献できたはずである。またこのように行うことは、核保有国によるその使用への有効な抑止となり、今回の危機で核の使用をもって国際社会を威嚇するロシアに対しても適切な批判となったと思われる。

ところで、ICJ の核兵器使用の合法性に関する勧告的意見は、核兵器の使用とその威嚇は国際人道法に「一般的には違反するであろう」（意見主文 E 前半）と、例外を認めるような回答を与えて問題を残した。しかし、

31 『官報号外・衆議院議事速記録第 35 号』（昭和 21 年 8 月 25 日）、501 頁。

「違反する」という認定自体は積極的な意味を有し、この判断を導いたのが核兵器使用の非人道性に関する克明な事実認定³²だったことが注目される。そしてこうした認定には、審理の過程で広島と長崎の市長が行った被爆の悲惨な実相に関する克明な口頭陳述が、少なくない影響を与えたように見える。

日本政府とは明らかに異なる見解を有する両市長の口頭陳述が実現した背景には、広範な反核運動の働きかけがあったとされるが、ICJに勧告的意見を求める総会決議自体の背後には「世界法廷プロジェクト」と呼ばれる反核 NGOs の連合体の運動があったことも、よく知られている。また、核兵器禁止条約はおもに総会における政府間交渉の産物だったが、広範な反核運動をはじめとする市民社会の役割も忘れてはならない。条約前文はこの事実を強調して、とくに「ヒバクシャが行っている努力」に言及した。つまり、核保有国とその同盟国の執拗な抵抗を排して核軍縮に向けての動きを主導してきたのは、非同盟諸国を初めとする非核保有国と並んで市民社会の反核運動だったことに注目したい。私たち市民はこうした反核運動に参加することによって、核兵器がない世界の実現に貢献することができる。それだけではなく、核保有国と日本を含むその同盟国の政府に働きかけて、これらの政府の政策を核廃絶に向けて転換させる努力が必要なもの、いうまでもあるまい。

32 ICJ, *supra* note 30, pp.243-244, paras.35-36.